

令和8年6月改定 介護職員等処遇改善加算 新規対象サービス対応ガイド

忙しい事業所のための要点ダイジェスト



いつ・何が変わるのか？



令和8年6月1日

より適用開始

新たに**6つのサービス**が
「介護職員等処遇改善加算」
の対象に追加されます。

新たに対象となる6つのサービス

【居宅サービス】



訪問看護費



訪問リハビリ
テーション費



居宅介護支援費

【介護予防サービス】

介護予防訪問看護費

介護予防訪問
リハビリテーション費

介護予防支援

算定ルール A：訪問看護・訪問リハビリの場合



新規対象サービス



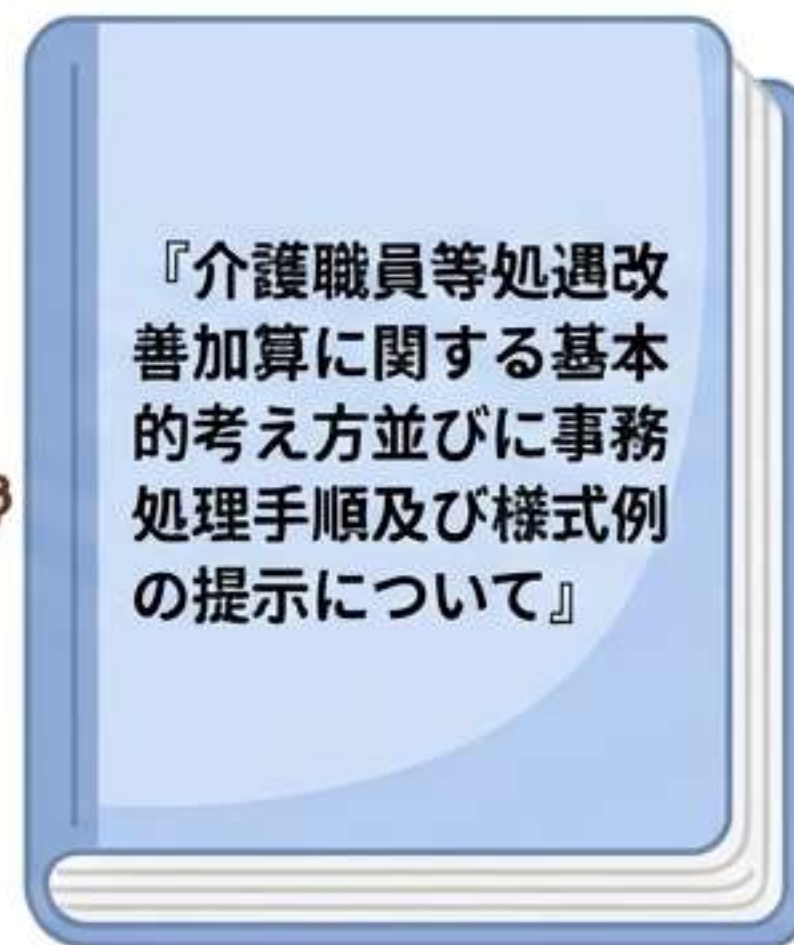
既存サービス

既存の「訪問介護」および「介護予防訪問入浴介護」と
全く同じルールで算定します。

※対象サービス：訪問看護費、介護予防訪問看護費、訪問リハビリテーション費、介護予防訪問リハビリテーション費

算定ルール B：居宅介護支援・介護予防支援の場合

詳細な算定内容については、
「別途通知」を参照して処理を行います。



※対象サービス：居宅介護支援費、介護予防支援

まとめと今後のステップ

【時期】 令和8年6月1日からの適用に向けた準備を始める。

【対象】 自事業所が新たに追加された6つの対象サービスに該当するか確認する。

【確認】 サービスの種類に応じて、算定ルール（既存サービス準拠 or 別途通知参照）を確認する。